

(別紙)

茨城県知事 殿

令和7年5月29日

八千代町長 野村 勇



大規模小売店舗の届出に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年4月21日付け茨城県告示第498号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 薬王堂茨城八千代店

所在地 結城郡八千代町大字若1303番

2 届出者

氏名又は名称及び法人あつてはその代表者の氏名

株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 孝一

住 所

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
町並みづくりへの 配慮等	① 2,000 ㎡以上の土地取引は、国土利用計画法に基づく届出が必要となる 場合があるので留意されたい。 ② 農地法5条の転用届出の提出をお願いします。 ③ 盛土を実施する場合は許可申請願います。許可申請が不要なものでも、 盛土を実施する場合は茨城県への届出が必要になります。 ④車の出入口については出入口に対応した構成となるよう24条申請お願い します。 ⑤建物などの屋根や外壁及び屋外広告物の色彩は、原色及び刺激的な色を避 け、周辺の環境と調和したものをお願いします。 ⑥地域住民の生活環境に留意されたい。 ⑦ 騒音及び振動規制法に留意されたい。 ⑧ 隣接農地等への被害防止には充分配慮願います。



- | | |
|--|--|
| | <p>⑨ 施工車輛通行により道路が破損や変形が生じた場合は修繕願います。</p> <p>⑩ 屋外照明を使用する際は、照明機器の点灯時間等に留意されたい。</p> |
|--|--|

(2) 理 由

①～⑥ 法令等の遵守

⑦ 夜間荷さばき作業及び運搬車両の騒音等による周辺住民から寄せられた苦情等については、事業施工者が責任をもって対処されたい。

⑧ 農作物の成育への影響を鑑み、発育不良等の苦情が寄せられないよう留意されたい。

⑨ 既存道路の通行への影響に配慮願います。

⑩ 周辺住民に悪影響を与える「光害」等の苦情が寄せられないよう留意されたい。上記に記載されたものや周辺住民等から寄せられた苦情等については、事業施工者が責任をもって対処されたい。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。

2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。